

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、野沢温泉村が策定した野沢温泉村ハザードマップ（令和2年3月更新版）、及びJ-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

【野沢温泉村の概況】

野沢温泉村は、長野県の北部に位置し、南側は毛無山の尾根を境に木島平村に接し、西側は千曲川を隔てて飯山市と境をなしている。また、北側及び東側は高倉山の尾根境から毛無山東斜面にかけて栄村と接しており、海拔高度差は、村北部の明石（300m）から、毛無山（1,650m）に及び山谷形で起伏が多い地形である。

村の総面積は 57.96 平方キロメートル、東西 9.1km、南北 11.5km、周囲 38.2km となっており、村土はその 50.7%を山林が占め（平成8年県統計書）、景観の良さなどから上信越高原国立公園に指定されており、それらの一部を含む 297ha が現在スキー場区域となっている。

地形は東に三国山脈の傍系としてそびえる毛無山（1,650m）を頂点として、西に流れる千曲川に傾斜し、村内に流れる一級河川の赤滝川、湯沢川、池の沢川はいずれも毛無山に源を発して千曲川に注いでいる。

【野沢温泉村の場所】

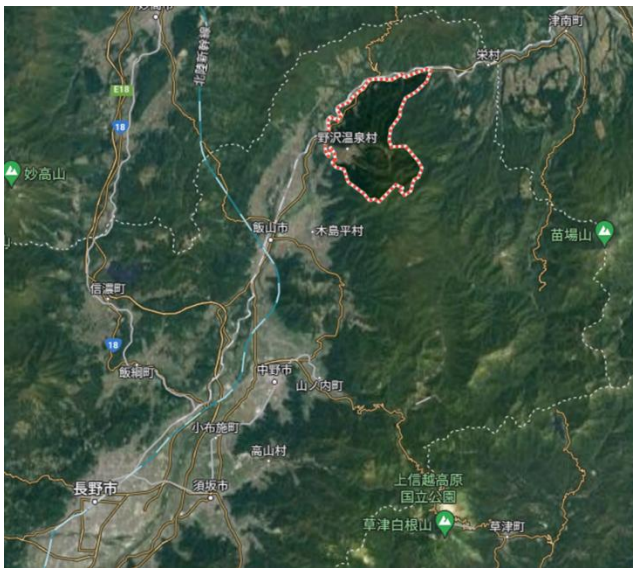
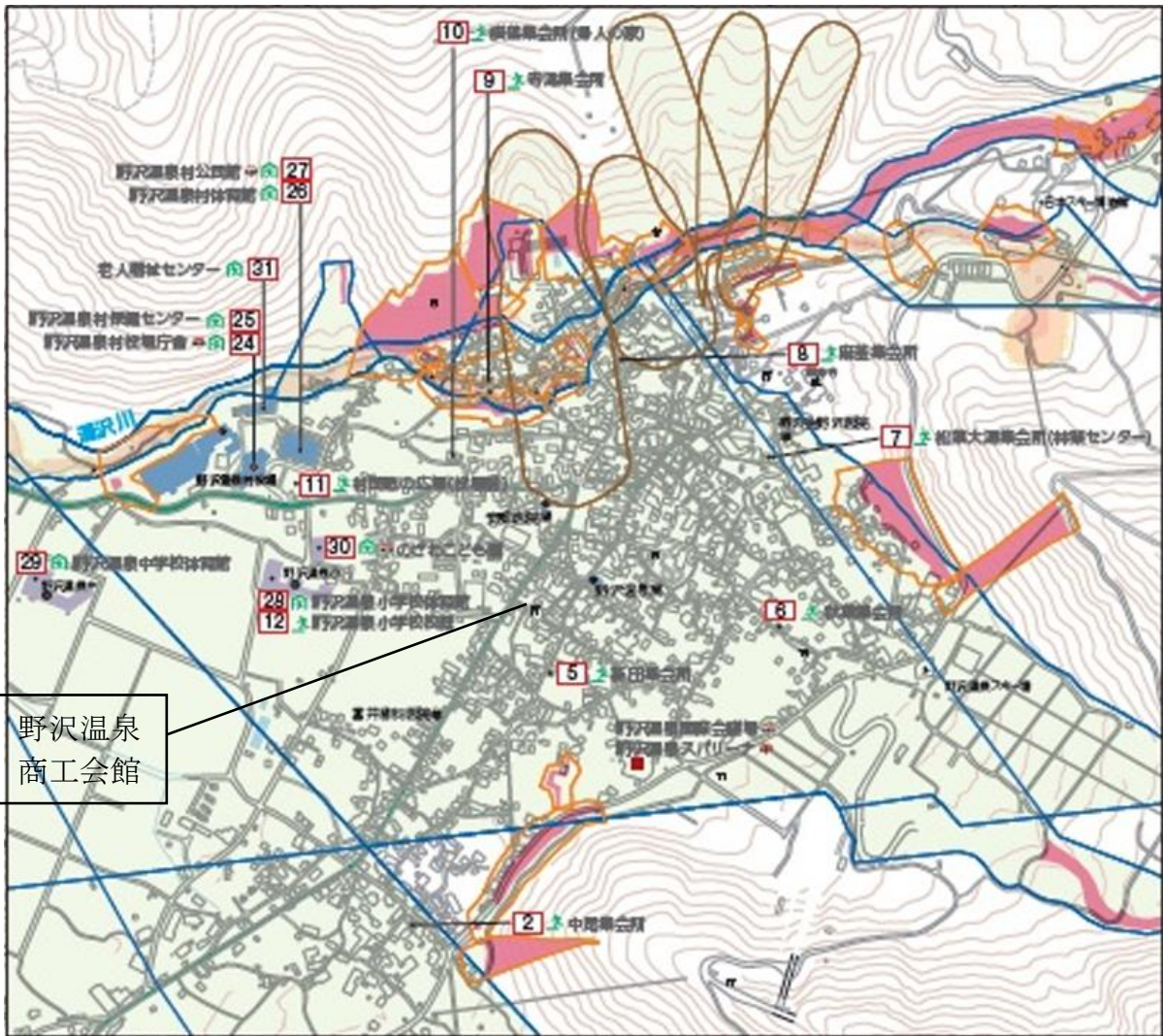


図1 野沢温泉村の場所（紅白線内）



図2 左図拡大

図4 野沢温泉村ハザードマップ（商工会周辺拡大）



（洪水：野沢温泉村ハザードマップ）

野沢温泉商工会館周辺では洪水被害は想定されていない。しかし、村内北部には千曲川が流れており、「浸水想定区域の指定の対象となる河川」に指定されている。そして沿川ほぼ全域が浸水想定区域に分類されている。浸水時の水深は場所によって様々であり0.5m~3.0m未滿の箇所もあれば、10.0m~20.0m未滿の箇所も存在する。

（土砂災害：野沢温泉村ハザードマップ）

当村は中心部及び千曲川沿川地区を除き山林が占めている。そのため、土砂災害警戒区域は村内の山林部から住宅地・農地にかけて伸びるかたちで多く分布されている。野沢温泉商工会館周辺の山林部も同様に土砂災害警戒区域が存在するので注意が必要である。

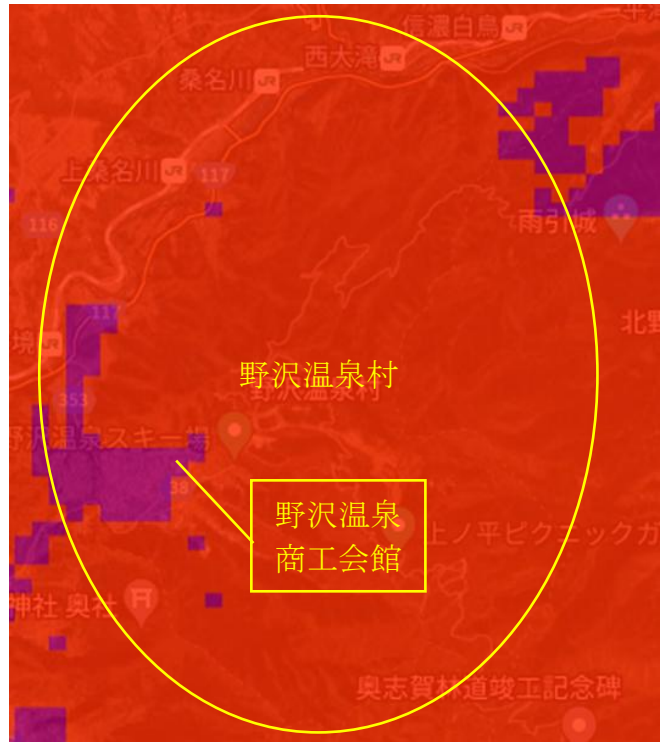
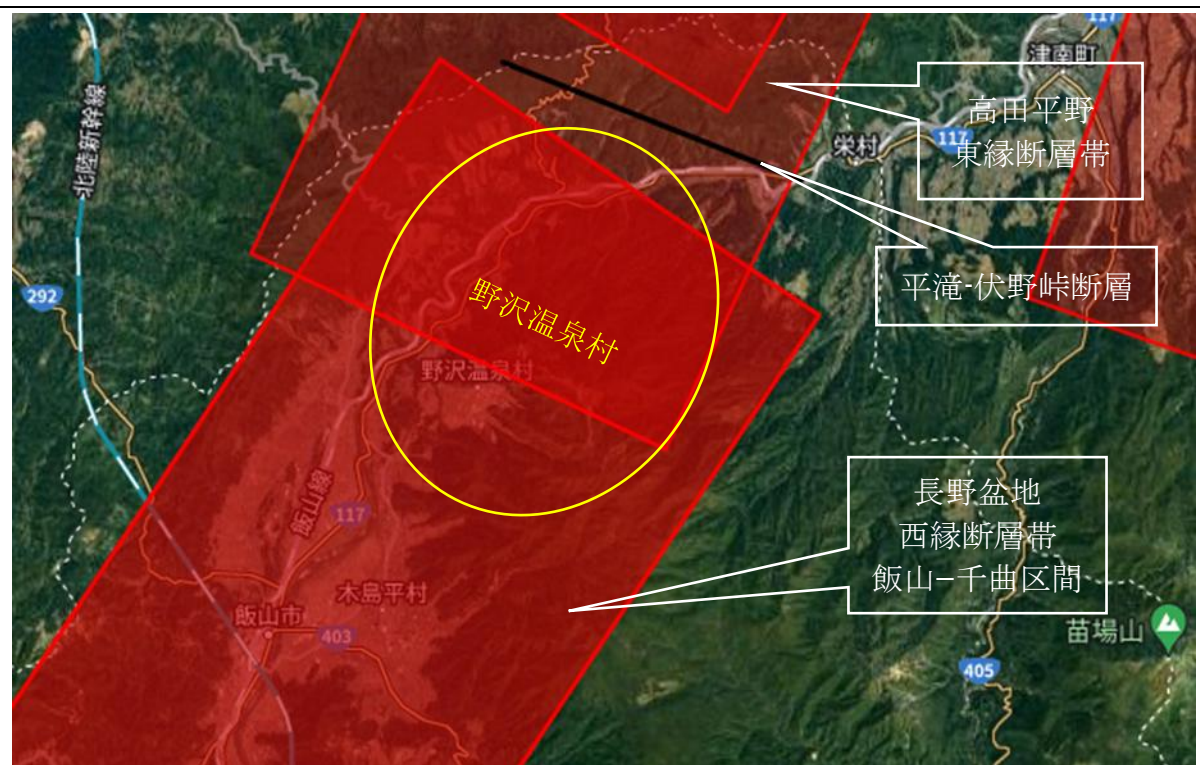


図5 野沢温泉村周辺の断層分布

図6 今後30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率の分布図
(橙：6～26%、紫：26%超)

(地震：J-SHIS)

野沢温泉村は、北部は「高田平野東縁断層帯」、南部は「長野盆地西縁断層帯飯山-千曲区間」の上にそれぞれ位置しており、村北部は2断層帯が重なっている。また村外北部には「平滝-伏野峠断層」が存在する。

今後30年間の震度5強以上の地震発生確率を見ると、村内のほぼ全域が6～26%の確率だが、村内の中心地域は26%以上の確率で発生すると見込まれている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 414人
- ・小規模事業者数 399人

[内訳]

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	33	30	
製造業	13	11	
卸・小売業	50	47	村中心部に集中している
宿泊業・飲食業	285	281	村中心部に集中している
サービス業	25	23	村中心部に集中している
その他	8	7	

(3) これまでの取組

ア 野沢温泉村の取組

(ア) 野沢温泉村国土強靱化地域計画

当村は、令和3年6月に国及び県の方針や計画、そしてこれまでの村の防災・減災対策を踏まえ、大規模自然災害等からの村民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の村民生活及び村民経済に及ぼす影響を最小化するための施策を推進するために、また、インフラ整備を中心とした国土強靱化を推進する村の施策の指針とするために、基本法第13条の規定により「野沢温泉村国土強靱化地域計画」を策定した。

(イ) 無電柱化による防災・景観改善

令和6年度より電柱倒壊による避難や救急や物資輸送の妨げの回避にもつながるとの観点や景観保全や観光施策も考慮した野沢温泉村無電柱推進計画を進めている

(ウ) 野沢温泉村避難勧告等判断・伝達マニュアル

平成25年の野沢温泉村地域防災計画の見直しに続き、平成26年に土砂災害と洪水に関してより詳細な野沢温泉村避難勧告等・伝達マニュアルの整備を行った。このマニュアルでは、これまで一律であった緊急避難場所と避難所の指定に加え、異常現象毎の避難勧告等の判断基準と避難場所の設定をした。

(エ) 野沢温泉村耐震改修促進計画

平成20年に今後予想される地震災害に対し村民の生命、財産を守ることを目的として野沢温泉村耐震改修促進計画を策定した。耐震化の現状を踏まえて平成29年、令和5年に計画期間や内容の見直しをおこない再策定している。

イ 当会の取組

(ア) 事業者BCP策定関係

- a 事業者BCPに関する国の施策の周知
- b 長野県BCP策定支援プロジェクトの活用による個別支援

(イ) 災害後の事業者実支援関係

- a 商工会危機管理マニュアルの策定と毎年更新（令和6年12月）
- b 防災備品（ラジオ、乾パン、水等）を備蓄し、公用車1台に設置
- c 商工会のBCP関連の各種共済制度への加入促進

2 課題

- ア 小規模事業者が多く、事業者BCP策定が進まない。
- イ 当会職員の大半が村外のため、夜間・休日時における体制がとれていない
- ウ 指揮命令最高責任者である会長が、常勤ではない。
- エ 感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要であり、課題である。

3 目標

- ア 事業者BCP策定実態調査を実施する。
- イ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ウ 災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における連絡ルートを構築する。
- エ 被害調査用のヒアリングシートを策定する。
- オ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から準備し、訓練する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

- ア 令和6年12月に策定した広域連携商工会（野沢温泉商工会、木島平村商工会、栄村商工会）危機管理マニュアルを作成したが、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発災時に混乱なく応急対応等取り組めるようにする。
- イ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ウ 事業者BCP策定実態調査を行う。

(ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- a 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- b 定例の毎月の文書発送、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の掘り起こしを行う。
- c 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進について指導及び助言を行う。
- d 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- e 中小企業庁の提供するBCP作成ツールも活用する。
- f 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- g 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年12月に策定した商工会広域連携商工会（野沢温泉商工会、木島平村商工会、栄村商工会）危機管理マニュアルを毎年加除更新する（別添）。

(ウ) 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- a 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してのセミナーの開催や個別支援を実施する。
- b 長野県商工会連合会の広域専門経営支援員や関係機関に支援を要請し、事業者BCP個別策定を支援する。

(エ) フォローアップ

- a 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード6地震）が、発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害の発災時は、人命救助を第一とし、そのうえで、地区内の事業所の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- (ア) 発災時 1 時間以内に役職員及び家族の安否報告を行う。
- (イ) 安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤可能人数を把握する。
- (ウ) 被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- (エ) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- (ウ) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長野県の感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- (ア) 当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- (イ) 被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- (ウ) 職員は、事業継続力強化計画（危機管理マニュアル）の緊急時の役割分担の業務を担う。

被害規模の目安

A(事務局機能が不能となると想定される) 被災事業者が 50%以上	<ul style="list-style-type: none">・震度 6 以上の地震が発生、または発生する恐れがある時・大規模火災が発生した時・台風原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時・大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時・その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル 5・6
B(事務局機能の大幅低下が想定される) 被災事業者が 30%程度	<ul style="list-style-type: none">・震度 5 の地震が発生した時・洪水、噴火、火災が発生、または発生する恐れがある時・その他、村内に被害が発生、または発生する恐れがある時・気象庁から各種警報が発令された時・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル 2・3・4
C(事務局機能の軽微な低下が想定される) 被災事業者が 10%程度	<ul style="list-style-type: none">・震度 4 の地震が発生した時・気象庁から注意報が発令された時・商工会の近隣において停電、火災が発生した時・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル 1

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

(エ)により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

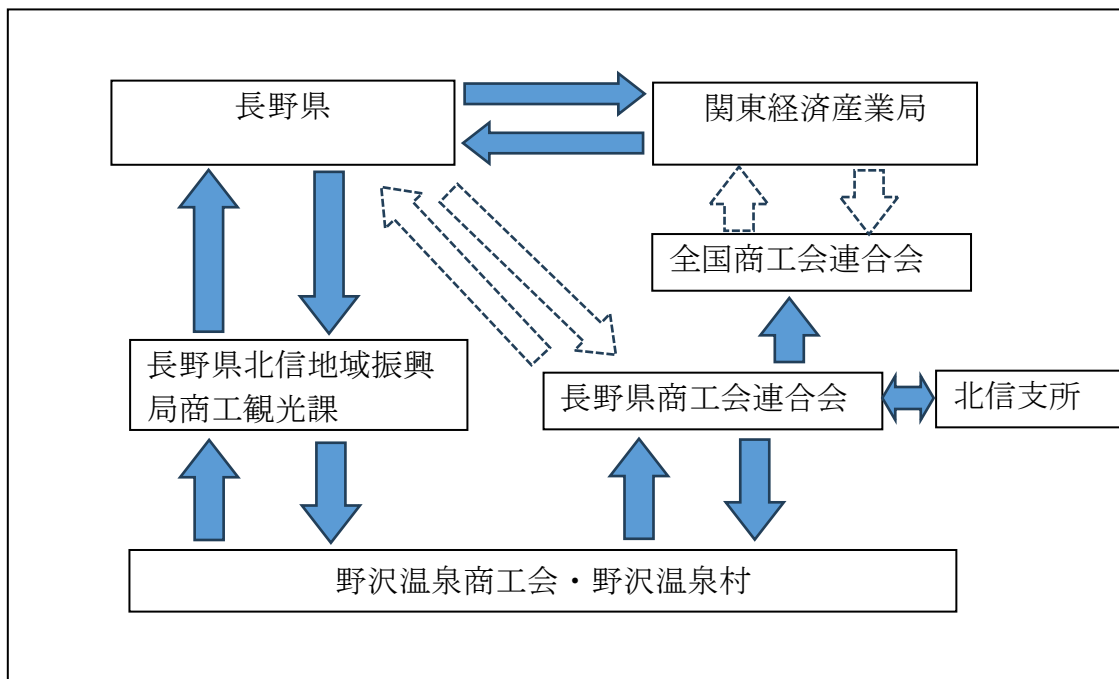
期間	情報共有する間隔
被災後～数日間	原則、1 日に 1 回共有する。 特別な事情があれば迅速に共有する
数日後～1 ヶ月	1 週間に 1 回共有する。 特別な状況があれば、その都度共有する。
1 ヶ月以降	1 か月に 1 回共有する。特別な状況があれば、適宜共有する。

(オ)野沢温泉村で取りまとめた「野沢温泉村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- イ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ウ 当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- エ 当会と当町が共有した情報を、当町から長野県北信地域振興局商工観光課へ報告する。
- オ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を当村より長野県北信地域振興局商工観光課に報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

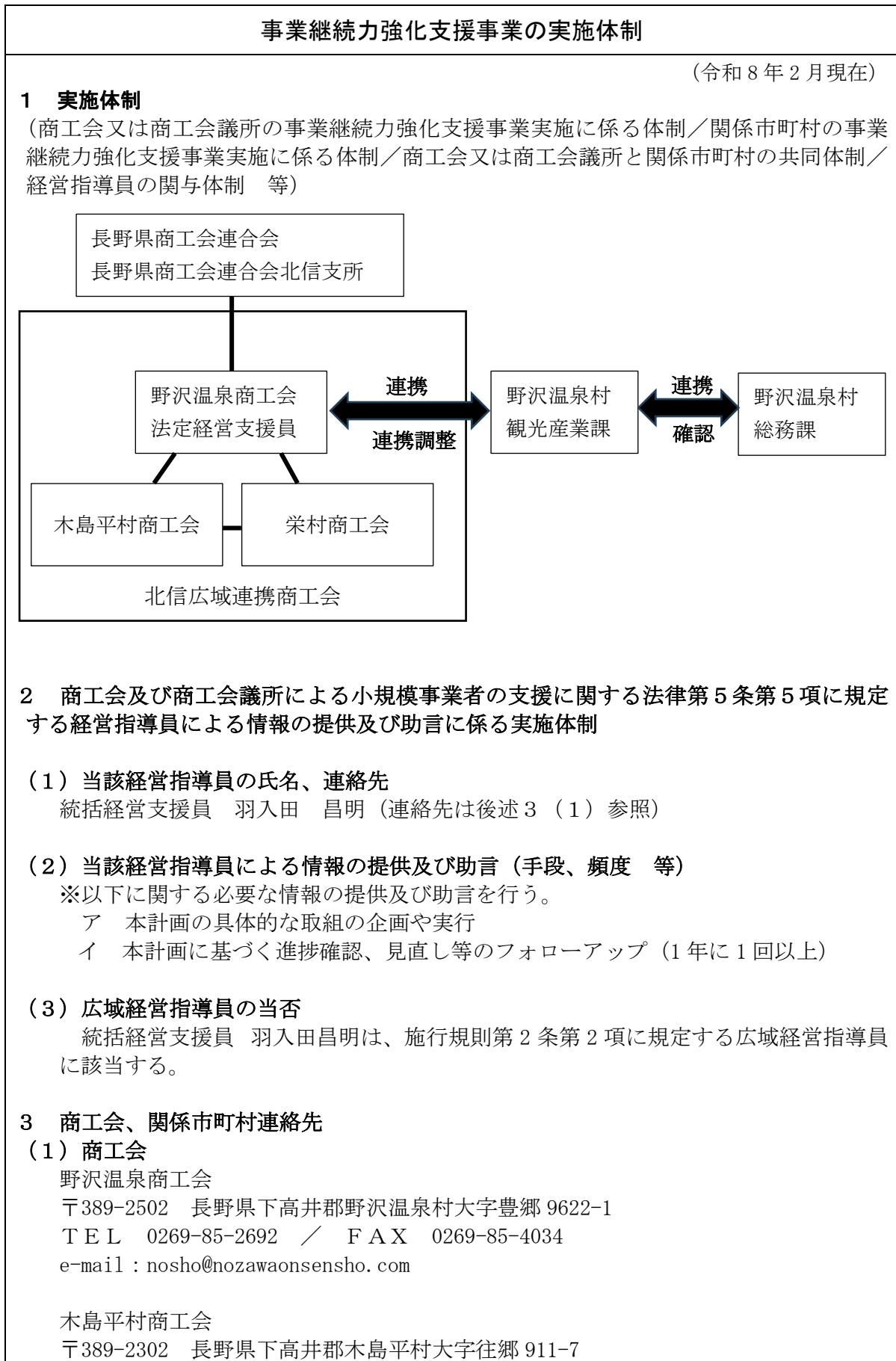
- ア 相談窓口の開設方法について、野沢温泉村役場と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 地区内の事業所の被害状況の詳細を確認する。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、村等の施策)について、地区内の小規模事業者へ周知する。
- オ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ア 県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- イ 金融・労働・補助金を中心に被災事業者に対する具体的な実支援を行う。
- オ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会危機管理マニュアルに基づき、木島平村商工会、栄村商工会からの応援を要請する。それでも足りない場合は、長野県商工会連合会と相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL 0269-82-3994 / FAX 0269-82-3990
e-mail : kijimaso@pal.kijimadaira.jp

栄村商工会
〒389-2702 長野県下水内郡栄村大字北信 3433
TEL 0269-87-2353 / 0269-87-3161
e-mail : sakaesho@miy.janis.or.jp

(2) 関係市町村

長野県商工会連合会
〒380-0936 長野県長野市大字中御所岡田町 131-10
TEL 026-228-2131 / FAX 026-226-4996
e-mail : shokoren@nagano-sci.or.jp

長野県商工会連合会北信支所
〒380-0936 長野県長野市大字中御所岡田町 131-10
TEL 026-228-2153 / FAX 026-226-4996
e-mail : tohokushin@nagano-sci.or.jp

野沢温泉村役場 観光産業課
〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817
TEL 0269-85-3111 / FAX 0269-85-3913
e-mail : shoko@vill.nozawaonsen.nagano.jp

野沢温泉村役場 総務課
〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817
TEL 0269-85-3111 / FAX 0269-85-3913
e-mail : shoko@vill.nozawaonsen.nagano.jp

※ その他

・上記内容について変更が生じた場合（生じるおそれがある場合を含む。）は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	110	110	110	110	110
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作成費	20	20	20	20	20
・ 防災備品等及び 備蓄品等	20	20	20	20	20

2 調達方法

調達方法

会費収入、長野県補助金、野沢温泉村補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社 インターサポート 長野支店 住所 〒380-0928 長野県長野市若里 1-34-7 長野支店長 内川文樹
連携して実施する事業の内容
<ol style="list-style-type: none">1 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う2 事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明を行う3 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的のものを含む）策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言をしてもらう。4 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施してもらう。
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none">・ 損害保険の見直し・ 被災時の復旧に必要な費用算定・ 事業継続の為の運転資金の試算・ BCP セミナーの開催
連携体制図等